

鳥インフルエンザに関する相談窓口

鳥インフルエンザに関するご相談は、それぞれ県の関係機関に設置する窓口で受け付けています。

鳥インフルエンザに関する相談はこちらまで（終日、24時間対応）

飼育している鳥が突然死亡したり、呼吸器症状、沈鬱（ちんうつ）や食欲低下、下痢（げり）など鳥インフルエンザを疑うような症状が出た場合は直ちに下記の相談窓口にご連絡ください。

徳島県庁畜産課環境衛生担当	088-621-2419
徳島家畜保健衛生所	088-631-8950
徳島家畜保健衛生所阿南支所	0884-22-0304
西部家畜保健衛生所（吉野川庁舎）	0883-24-2029
西部家畜保健衛生所（東みよし庁舎）	0883-82-2397

人の健康に関する相談はこちらまで

ほとんどの鳥インフルエンザウイルスは人に感染しませんが、例外的に海外で感染した鳥と密接に接触したヒトがごくまれに呼吸器を通じてウイルスが細胞に入り込んで感染した事例が報告されています。

日本ではこのような密接な接触は考えられないことから、人が鳥インフルエンザに感染する可能性は極めて低いと考えられますが、不安な場合は下記の相談窓口にご連絡ください。

徳島県健康増進課感染症・疾病対策室	088-621-2228
徳島保健所	088-602-8907
吉野川保健所	0883-24-1114
阿南保健所	0884-22-0072
美波保健所	0884-74-7343
美馬保健所	0883-52-1017
三好保健所	0883-72-1122

食の安全やペット動物に関する相談はこちらまで

これまで、鶏肉や鶏卵を食べることによって、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染した例は、世界的に報告はなく、鳥のインフルエンザウイルスは、容易に人に感染するものではありません。

また、愛玩鳥の感染が確認されていますが、家庭などで飼育している鳥が直ちに危険であるということではありません。不安な場合は下記の相談窓口にご連絡ください。

徳島県生活衛生課広域監視・食品乳肉担当	088-621-2293
徳島県生活衛生課動物愛護・衛生担当	088-621-2227
徳島保健所	088-652-5155
吉野川保健所	0883-24-1114
阿南保健所	0884-22-0072
美波保健所	0884-74-7343
美馬保健所	0883-52-1017
三好保健所	0883-72-1122
動物愛護管理センター	088-636-6122

野生鳥類に関する相談はこちらまで

動けなくなっていたり、死亡している野生鳥類を見つけられたからといって、直ちに鳥インフルエンザを心配する必要はありませんが、不安な場合は下記の相談窓口にご連絡ください。

徳島県自然環境課自然共生担当	088-621-2262
南部総合県民局環境担当	0884-28-9860
西部総合県民局環境担当	0883-53-2063
東部農林水産局（徳島）林業振興担当	088-626-8583

詳しい情報はこちらの徳島県ホームページをご参照ください。

高病原性鳥インフルエンザ関連情報「<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2010113000147/>」